小金井都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

目次

第	1	都市計画の目標	1
	1	基本的事項	
	2	都市づくりの目標と基本理念	
	3	東京がめざす広域的な都市の将来像	
	4	小金井都市計画区域の都市の将来像	
第	2	区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	9
	1	区域区分の有無	
	2	区域区分の方針	
第	3	主要な都市計画の決定の方針	
	土	-地利用に関する主要な都市計画の決定の方針1	1
	1	主要用途の配置の方針	
	2	市街地における建築物の密度構成に関する方針	
	3	良好な住宅ストック形成の方針	
	4	市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	
	者	『市施設に関する都市計画の決定の方針	
Α	交	医通施設の都市計画の決定の方針1	5
	1	基本方針	
	2	整備水準の目標	
	3	主要な施設の配置の方針	
	4	主要な施設の整備の目標	
В	下	- 水道及び河川の都市計画の決定の方針2	1
	1	基本方針	
	2	整備水準の目標	
	3	主要な施設の配置の方針	
	4	主要な施設の整備の目標	
C	7	: - の他主要な都市施設等の都市計画の決定の方針2	3
	1	基本方針	
	2	主要な施設の整備の方針	

	市	街地開発事業に関する都市計画の決定の方針24
	1	主要な市街地開発事業の決定の方針
	2	市街地整備の目標
	白	然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針26
	1	基本方針
	2	整備又は保全の水準
	3	水と緑の骨格を形成する緑地の配置の方針
	4	実現のための都市計画制度適用の方針
	5	主要な緑地の確保目標
	,	工文・のかっとり、唯一八口寸示
	都	市防災に関する都市計画の決定の方針31
	1	基本方針
	2	整備水準の目標
	3	都市防災機能の配置の方針
	4	実現のための都市計画制度適用の方針
	ァ	の他都市計画の決定に関する方針
Α		市景観に係る都市計画に関する方針33
, ,	1	基本方針
	2	都市景観の形成に関する方針
	_	
В	環	境共生都市づくりに係る都市計画に関する方針3 5
	1	基本方針
	2	環境共生都市づくりに関する方針

小金井都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

東京圏全体を視野に入れ、50年先を展望して東京都が策定した「東京の新しい都市づくりビジョン(以下「都市づくりビジョン」という。)」を踏まえ、「都市づくりビジョン」で示した将来像の実現に向けて、都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを進める政策誘導型の都市づくりを推進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)を策定する。本都市計画区域における土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定めることとする。

都市計画区域マスタープランには、一の都市計画区域の範囲を超えて社会的、経済的に一体となっている東京圏全体を視野に入れ、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定める。また、地域特性を踏まえた将来像を実現するため、市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「区市町村マスタープラン」という。)の反映などに留意しながら、地域に密着した都市計画に関する事項のうち必要な事項を合わせ定めることとする。

なお、都市計画基礎調査等を踏まえ、人口構造、産業構造、技術動向、財政見通しなど社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、都市計画区域マスタープランや、都市施設など個別の都市計画についての再検討を行い、適時適切に変更を行うものとする。

(1)目標年次

都市づくりの基本理念、都市の将来像、その実現のための方針及び整備水準の目標 については、2025年を目標年次とする。

また、区域区分及び主要な施設などの整備の目標については、2015年を目標年次とする。

(2)範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	区市町村	範 囲	規模
小 金 井 都市計画区域	小金井市	行政区域全域	約1,133ha

2 都市づくりの目標と基本理念

東京の都市づくりの目標を「世界をリードする魅力とにぎわいのある国際都市東京の 創造」とし、その実現に向け、政策誘導の視点から今後の都市づくりを進める上で最も 基本とすべき事項として、次の5つを都市づくりの理念とする。

(1)国際競争力を備えた都市活力の維持・発展

東京が、首都を担う東京圏にあって、今後も都市としての繁栄を続け、そこで暮らす人々が豊かで安定・充実した生活ができるようにするため、ビジネス環境や産業活動の国際競争力を高め、都市活力の維持・発展を図る。

(2)持続的発展を可能とする環境との共生

東京が、都市として持続的に繁栄するため、地球環境の保持という視点も含め、東京圏や首都圏全体の環境にも視野を広げながら、都市づくりにおいて、環境負荷の低減や環境との共生を図る。

(3)独自性のある都市文化の創造・発信

東京が、魅力ある都市となり、人々が交流し、新たな文化の芽をはぐくむ都市となるため、都市づくりにおいて、歴史的・文化的資産を活かしながら独自性のある都市文化の創造・発信を図る。

(4)安全で健康に暮らせる質の高い生活環境の実現

東京が、誰もが安心して住みやすい都市となるため、震災や水害などの災害危険性、 十分ではない居住水準、自動車による大気汚染などの生活環境上の課題の改善に加え、 ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりの促進や、防犯まちづ くりの推進など、安全で健康に暮らせる質の高い生活環境を実現する。

(5)多様な主体の参加と連携

東京が、めざすべき将来像に向けた都市づくりを着実に進めるため、都市や地域の将来像や計画等の策定並びに事業実施の過程において、都民や民間事業者、NPO、専門家、地域のまちづくり組織など多様な主体の参加と連携を図る。

3 東京がめざす広域的な都市の将来像

(1)環状メガロポリス構造

首都を担う東京圏が国内外で果たすべき役割を踏まえ、東京圏全体を視野に入れた 集積のメリットを活かす多機能集約型の環状メガロポリス構造の構築をめざす。

環状メガロポリス構造は、東京圏全体を対象とし、必要な都市機能を適切に配置するとともに、とりわけ環状方向の都市と都市との結びつきを重視して、交通網の整備を進めるなど、東京圏全体の効率的・効果的な機能連携の実現をめざすものである。

(2)環状メガロポリス構造実現のための5つのゾーン分けと将来像

環状メガロポリス構造を実現するためには、東京圏の他県市との広域連携を強化するとともに、都の区域において、先導的かつ戦略的な取組を展開する必要がある。 このため、東京を以下のとおり、東京圏を視野に入れ、5つのゾーンに区分する。

センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン 都市環境再生ゾーン 核都市広域連携ゾーン 自然環境保全・活用ゾーン

東京における都市計画区域で定められる都市計画の共通の目標を示し、もって、当該都市計画区域の役割を明確にするため、各ゾーン別に、広域的観点に立った主な地域特性と将来像を示す。

センター・コア再生ゾーン

ゾーンの特性

おおむね首都高速中央環状線の内側で、首都を担う東京圏の中心に位置し、我が国の政治・経済・文化の中枢としての役割を果たす。皇居を中心に風格ある歴史的景観を備え、日本の政治・経済の中枢である都心(大手町、丸の内、有楽町、内幸町、霞ヶ関、永田町、日本橋、八重洲、京橋、銀座及び新橋)、多くの人々が交流し新しい文化を創造・発信している副都心(新宿、渋谷、池袋、大崎、上野・浅草及び錦糸町・亀戸)、大規模跡地などにおける計画的複合開発により形成される新たな魅力を創造する新拠点(品川、秋葉原など、都心、副都心と同様に、多様な機能を備えた複合拠点として育成する新たな拠点)などを有する。また、変化に富む地形を活かした多様な住宅地、日本の産業を支える工業地など多様な機能が存在する。

ゾーンの将来像

・都心では、都市開発諸制度などを活用し、老朽オフィス等の建て替えや、充実した幹線道路網や公共交通網等を活かした市街地の機能更新が進み、国際的なビジネスセン

ターとしての機能集積とともに、緑豊かでゆとりと風格のある街並みが形成されている。

- ・都心、副都心、新拠点などでは、商業系の高容積率メニューや特例容積率適用区域などの活用により、情報通信技術などに関連する新たな産業や多様なニーズに応える商業・飲食サービス等の多様な機能集積が行われ、質の高い文化を創造・発信する魅力的な都市となっている。
- ・地域特性を踏まえ、住居系の高容積率メニュー、中高層階住居専用地区、地区計画等の諸制度の活用により、都市を楽しむ都心居住が推進され職住バランスが回復するとともに、良好な住環境の保全、商業や工業などの機能を合わせ持つ複合市街地の形成が推進され、国際都市にふさわしい良質な居住環境が創出されている。
- ・都市の魅力のひとつとして、東京駅の復元や日本橋川の再生などにより、残された歴 史的・文化的資源を活かした街並みや景観が一層充実され、世界に誇れる魅力ある都 市空間が形成されている。

東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、センター・コア再生ゾーンに接し、隣接県とも連続する東京湾の広大な水辺空間にある。羽田空港や東京港、東京湾岸道路など広域交通インフラがある東京の交通・物流の拠点である。また、産業構造の変化に伴う土地利用転換が見込まれる用地など、大きな潜在的可能性を持っており、業務機能、観光・コンベンション機能、アミューズメント機能などを持つ施設が立地し、多くの来訪者でにぎわいを見せている地域でもある。

ゾーンの将来像

- ・東京湾岸道路や第二東京湾岸道路の整備、内陸部へのアクセス強化、国際空港機能の 充実など、東京湾ウォーターフロント都市軸を支える広域的な交通ネットワークが形 成される。また、国際物流の中心である東京港の機能強化が図られ、新たな物流ネッ トワークが構築されている。
- ・再開発等促進区を定める地区計画などにより、「水辺の都」として、誰もが水際へ容易にアクセスできる空間を広げることなどで、臨海副都心を中心として業務、産業、商業、住宅、文化、交流など多様な機能の導入や再編が図られ、多くの来訪者でにぎわう、魅力的な都市となっている。
- ・アジアなどとの連携により、国際的な産業技術交流や情報通信技術関連産業の集積が 進んでいる。

都市環境再生ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、水と緑の創生リングを含み、センター・コア再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンの間にはさまれる地域にある。住宅地を主体としつつ、地域の中心としてにぎ

わいを見せる個性的なまち、河川、農地、大規模な公園などうるおいのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまちなど多様な表情を持つ地域である。

また、人口集中期に無秩序な市街化が進行し、木造建築物が集積する地域の形成や都市基盤整備の立ち後れなどにより、安全・生活環境上の課題がみられる地域である。

ゾーンの将来像

- ・街区再編まちづくり制度などによる狭小宅地の集約化や細街路の拡幅整備などによる 木造建築物が集積する地域の改善、都市型水害を引き起こしていた中小河川の改修が 行われ、安全な市街地として再生されている。
- ・河川や道路なども活かした緑の回復、通過交通の流入を防ぐ幹線道路等の地域交通体系の整序、地区計画等による利便性に優れた生活拠点等における魅力的な都市型住宅地の形成などにより、コミュニティの充実した健康で質の高い住環境が創造されている。
- ・水辺を活かしたまちづくりや清流の復活や、都市内農地の積極的な保全や活用が行われ、水と緑の調和した魅力的な居住環境が形成されている。

核都市広域連携ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、核都市連携都市軸を含む地域であり、丘陵地では豊かな環境を有する住宅地や緑が広がり、多様な機能が集積する立川や八王子などの核都市がにぎわいを見せる。また、大学、研究機関、先端産業などが数多く立地し、産学公の連携が進みつつあるとともに、消費地への近接性を活かした農業も行われるなど、多様な機能を持つ。これら機能の集積とセンター・コアのほか神奈川、埼玉、山梨などとの近接性を活かしながら、独自の魅力ある発展が期待される地域である。

ゾーンの将来像

- ・核都市や生活拠点が育成され、また、首都圏中央連絡道路(圏央道)などの都県境を 越えた環状方向の広域的なネットワーク形成により、都市間の連携が一層強化され、 地域の活力が生み出されている。
- ・情報通信技術を活用した産学公の連携の強化や多摩に住む豊富な人材のネットワーク などによる多様なビジネス・産業機能が育成されるとともに、核都市周辺の交通網の 整備も行われ、核都市などを中心に自立した都市圏が形成されている。
- ・敷地内の緑化を促進することによって骨格的な緑と連続したネットワークを形成し、 環境負荷の低減、環境との共生を図り緑豊かな都市環境を形成することを目的とした 環境形成型地区計画などにより、自然と調和した質の高い良好な居住環境が形成され るとともに、丘陵地、森林などが保全・育成されている。
- ・震災時に都心等の都市機能をバックアップする機能を備え、東京の都市全体としての 防災性が向上している。
- ・農地は、自然的環境としての都市の豊かさを支える資源として、また、産業としての

農業を振興する視点からも、都市づくりの中で積極的に保全・活用されている。

・骨格的な水と緑の軸となる多摩川や狭山丘陵、多摩丘陵などの緑地が、このゾーン全体を支える大きな水と緑のネットワークを形成している。

自然環境保全・活用ゾーン

ゾーンの特性

本ゾーンは、西多摩地域の山間部を中心とした地域及び伊豆諸島、小笠原諸島からなる。多摩山間部は、豊かな自然が残された森林を有し、隣接県の山間部と一体となって水や環境を保全し、人々の憩いを創出するなど多様な役割を担っている。また、島しょ地域は豊かな海洋資源と独自の文化を持ち、自然体験型の観光などを求め、観光客などが来訪する。

ゾーンの将来像

- ・豊かな自然を活かした東京圏のレクリエーションゾーンが形成されている。
- ・豊かな自然が東京圏全体の環境を支える重要な水と緑の骨格として位置付けられ、野生生物の保護や生息地の保全、さらには地域の人々の生活などにも配慮しつつ、自然環境の保全が図られている。
- ・森林の保全に果たす林業の役割を踏まえ、都民との連携による森林の保全・利用が図られている。
- ・伊豆諸島や小笠原諸島では、豊富な海洋資源を活かした観光振興が強化され、空港・ 港湾等を基盤として、島それぞれの独自の文化や気候・風土に立脚した暮らしが充実 し、地域が活性化している。
- ・マリンスポーツのできる美しい海や南国情緒あふれる自然と、そこで営まれる生活・ 文化など、豊富な観光資源が活用され、長期滞在型リゾートとして、多くの観光客が 訪れている。
- ・島ごとに特色ある農水産物、伝統や生産者の創意工夫によって開発された加工品などが、島の特産品として店先を彩り、観光客を楽しませている。
- ・空港・港湾機能や幹線道路、水道などの都市施設の整備及び情報通信技術の進展など により、医療、教育などの生活利便性の向上が図られている。

(3) 多摩地域における都市づくりの進め方の概略的方向

「都市づくりビジョン」が示す将来像を多摩地域で実現していくために、それぞれ地域の持つ特性、課題を踏まえながら、展開すべき主要な都市づくり施策について、多摩地域全体を視野に入れつつその概略的方向を以下に示す。

- ・核都市広域連携ゾーンに存在する立川、八王子の中心市街地をはじめとする核都市では、東京圏において広域的な中心性を持ち、連携・交流の要となる拠点として、 市街地再開発事業や都市開発諸制度を活用して、業務・商業機能等の立地を積極的 に誘導するとともに、居住機能との調和を図りながら、業務・商業等多様な機能の 導入を図る。
- ・交通結節点などに位置し、商業・業務、文化、生活サービス機能など既存の集積が みられる地区では、市街地再開発事業や地区計画制度による計画的な整備・誘導や、 都市開発諸制度の活用等により、業務・商業等の多様な諸機能の集積など、土地利 用の高度化を誘導し、地域における拠点性の向上を図る。
- ・都市環境再生ゾーンの鉄道駅周辺や、核都市の周辺などにみられる、建築物が密集 し、道路をはじめとする基盤の整備が不十分な地区では、街区再編まちづくり制度 の活用等により市街地の再編・整備を図り個性豊かで魅力のある一体的街並みの実 現をめざす。
- ・低層住宅地については、地区の特性により、環境形成型地区計画、生産緑地地区等 を活用して、ゆとりある緑豊かな環境の保全又は形成を図る。
- ・土地区画整理事業等によりすでに基盤整備がなされ良好な市街地が形成された地区 では、地区計画等により良好な環境の維持・保全を図る。

4 小金井都市計画区域の都市の将来像

(1) 本都市計画区域の特性

本区域は、東京都のほぼ中央に位置し、核都市広域連携ゾーンと都市環境再生ゾーンの双方に含まれる。

武蔵野台地上にあり、区域南部を国分寺崖線の斜面が東西に走る他は、おおむね平坦である。崖線下の湧水帯に集落ができ、玉川上水の開削後は台地上にも新田集落がつくられた。昭和初期の武蔵小金井駅開設後、近郊住宅地として発展を始めた。戦時中陸軍施設や軍需工場も多く設けられた。戦後は軍事施設の跡地などに大学、研究機関が相次いで進出した。高度成長期には、都心への利便性もよいことから、住宅都市へと急激な発展を遂げた。

現在は、鉄道駅周辺の商業地、東京学芸大学をはじめとする大学・研究機関の大規模敷地、区域の南北に大規模な公園がみられる他は住宅主体の市街地となっている。

(2) 本都市計画区域の持つ課題

高度成長期の急激な住宅地開発に都市基盤整備が追いつかず、交通混雑や居住環境の悪化などを招いている。

国分寺崖線沿いの斜面緑地や湧水、桜の名所として古くから知られる玉川上水をは じめとする優れた自然資源、歴史的資源が存在する。しかしながら、近年の住宅地開 発の進行により、これらの貴重な資源が損なわれつつある。

本区域は、周辺都市と比べて産業活動の規模が小さく、東京中心部への通勤者のためのベッドタウンとしての性格が強い。優れた居住環境、多数の教育・研究機関、崖線沿いの自然資源といった優れた特性を活かし、独自の個性を有する自立的な都市として育成していく必要がある。

(3) 本都市計画区域の将来像

本区域は、「はけ」のみどりの保全や雨水浸透桝設置など、住民とともに区域の個性となる自然環境を保全、育成してきた。今後もこうした公民協働の下での地域環境の保全、循環型社会への転換に取り組み、ゆとりとうるおいのある居住環境を本区域の個性となりうる水準まで向上させる。

JR中央線連続立体交差事業、都市計画道路の整備が進展し、交通の円滑化、駅を中心とする地区の活性化を図る。

既存の商店街の個性化、活性化を進めるとともに、都心との近接性、成熟した住宅都市、社会活動への住民の関心の高さを活かし、独自の文化を広域的に発信する創造的な産業の誘致・育成を図る。

また道路や公園、駅などの公共空間のバリアフリー化や住環境整備などを進め、誰 にとっても住みやすくやさしいまちづくりをめざす。

第2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

小金井都市計画区域は、都市計画法第7条第1項第1号イに基づき、区域区分を行う。

2 区域区分の方針

(1)市街化区域及び市街化調整区域に配置されるおおむねの人口及び産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年次 区分	2000年	2 0 1 5年
都市計画区域内人口	112 千人	おおむね 115 千人
市街化区域人口	112 千人	おおむね 115 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

本区域における産業の規模を次のとおり想定する。

とうないのでは、これのなどにある。			
区分	年次	2000年	2 0 1 5年
生産規模	工業出荷額	2 3 0 億円	2 5 1 億円
	卸小売販売額	1,286億円	1,321億円
就業構造	第一次産業	0千人(1.4%)	0千人(1.7%)
	第二次産業	5 千人 (17.0%)	4千人(12.7%)
	第三次産業	2 4千人(81.6%)	27千人(86.0%)
	計	2 9 千人 (100 %)	3 1千人 (100 %)

(2) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2015年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	2015年	
市街化区域面積	おおむね 1,133ha	

(注)市街化区域面積は、2015年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

第3 主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、人口集中期に都市基盤整備が遅れたため、住宅主体の市街地として安全・ 生活環境の形成が不十分であり、土地利用の面からも対応が必要となっている。

今後、自立性の高い活力ある都市をめざし、中心市街地の拠点性の強化、周辺部の住宅地における環境共生型のまちづくりなどをめざして土地利用の誘導を図っていく。

このため、「東京における土地利用に関する基本方針」(平成 14年3月東京都都市計画審議会答申)に基づくなど、政策誘導型都市づくりの視点を重視して土地利用に関する都市計画を定める。

1 主要用途の配置の方針

各地区の特性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な都市環境の整備、鉄道駅周辺における都市機能の充実、拠点性の強化などを図り、質の高い自立的な都市の実現をめざす。

(1)生活拠点、生活中心地

本区域内の各鉄道駅周辺は、住民の生活、交流を支える拠点と位置づけ、地区特性 に応じて商業、交通、文化など多様な機能の整備を進めていく。

特にJR武蔵小金井駅周辺地区については、本区域の中心市街地として土地の高度利用をめざし、商業地域及び業務地域としての機能の誘導を図る。

(2)住宅地

安全で快適な生活ができる良好な住環境を維持するよう、整備と誘導を図る。

(3)工業地

住環境との調和に配慮しながら職住近接のまちづくりの観点から操業環境の維持を図る。

(4) 農地

都市農業の安定した経営のもとで、貴重なオープンスペースとして保全し、宅地利用との調和を図る。

(5)緑地等

市民との連携により、豊かなみどりと水、そして歴史的遺産の保全と拡大を図る。

2 市街地における建築物の密度構成に関する方針

- ・各鉄道駅周辺の業務・商業地は、地域の特性を考慮して、低・中密度の利用を基本とするが、特に武蔵小金井駅周辺地区においては、土地の高度利用等を図り高、中密度の利用を図る。
- ・幹線道路沿いの複合市街地については、中密度の利用を基本とする。
- ・工業地については、原則として中密度の利用とする。その他地域特性によっては低密度の利用とする。
- ・住宅地については、鉄道駅周辺及び幹線道路沿いまたは基盤整備が適切に整備され計画的に中層住宅化を図る地区では中密度の利用とし、その他の区域については低密度の利用とする。
 - 注)ここでの密度の数値は、商業系市街地にあっては、おおむね、高密度とは容積率 500%以上、中密度とは容積率 300~400%、低密度とは容積率 200%以下、住宅・工業系市街地にあっては、おおむね、高密度とは容積率 300%以上、中密度とは容積率 150~200%、低密度とは容積率 100%以下を想定している。

3 良好な住宅ストック形成の方針

(1) 良質な住宅の供給

- ・住宅供給の促進
- ・定期借地権制度等を活用した良質で低廉な民間住宅建設の誘導
- ・公的住宅の改築における地域の環境整備と住宅の量と質の向上の要請
- ・老朽マンション等の建て替えの円滑化に向けた建て替えマニュアルの作成検討
- ・住宅増改築資金融資制度等の充実
- ・住宅に困窮する市民への住宅確保支援
- ・高齢者・障害者に対応した住宅施策の推進
- ・公営住宅等と社会福祉施設等との一体的整備の検討
- ・民間住宅のバリアフリー化への誘導
- ・高齢者等の居住する持ち家におけるバリアフリー化支援

(2) 住環境の整備

- ・自然と調和した住環境の整備
- ・市街化農地の宅地化における地区計画制度の導入
- ・緑化助成制度の積極的運用による自然と調和した住環境の整備
- ・安全な住環境の確保
- ・街路灯の増設や既設街路灯の照度アップ
- ・見通しを妨げない街路樹の適正な管理
- ・管理されていない空地や空家に対する管理上の改善要請

- ・地域の安全性を考慮した交番や駐在所の整備検討
- ・快適な住環境の確保
- ・日照の確保や騒音・振動の排除などによる生活環境の保全

4 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

(1)土地の有効活用

コンパクトで効率的な市街地をめざして、新たな都市機能の集積や人口定着、さらに交流人口の増加を図るため、武蔵小金井駅周辺地区では、都市機能の更新と土地の高度利用など有効利用を進める。

(2) 自然と調和した都市空間の形成

小金井公園、武蔵野公園、野川公園などの大規模公園、国分寺崖線(はけ)や野川などの豊かな水とみどりの自然環境などを、小金井市固有のみどりの資源として保全し、ネットワーク化を図り、市民や来訪者にとって身近な自然に親しむ場やレクリエーションの場として活用を図る。

(3)市街地内の農地の保全と活用

農地の環境保全に果たす役割や、農業とともに培ってきた地域の持つ文化伝承機能などに着目し、農地を保全し、農を活かしたまちづくりを進める。

都市施設に関する都市計画の決定の方針

A 交通施設の都市計画の決定の方針

1 基本方針

東京圏の発展を図る『環状メガロポリス構造』を実現するには、東京圏における環状 方向の都市と都市の結びつきを重視して交通網の整備等を進め、人・モノ・情報の流れ を円滑にしていくことが重要である。

そのため、特に環状方向の広域幹線道路の整備を進めるとともに、道路・鉄軌道などの交通施設を体系的に整備・更新し、速達性に優れ、かつ安全性・信頼性が高く、快適で環境負荷の少ない交通ネットワークを形成する。

また、あわせて交通機関相互の乗継ぎの円滑化 (シームレス化) とバリアフリー化の 推進により、人と環境にやさしい交通サービスを実現する。

整備に当たっては、道路、鉄軌道、その他の交通施設の適切な役割分担のもと、「TDM(交通需要マネジメント)東京行動プラン」に基づくTDM施策等の展開と合わせ、相互に連携が図られた21世紀にふさわしい交通体系の実現を図る。

本区域を含む多摩地域の共通の課題として、多摩地域の自立都市圏としての都市機能 強化が求められており、多摩地域の主要都市間の連携を図る幹線道路網の整備が不可欠 となっている。

そのため、首都圏中央連絡道路(圏央道)及び東京外かく環状道路(外環)の整備を促進して、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、調布保谷線等南北道路の重点的な整備を進めて、環状方向の地域間連携の強化を図り、自立都市圏としての広域的な拠点性を高める。

こうした基本的な方針に基づき、本区域および本区域を含む多摩地域の交通体系について次の取り組みを進め、適正な都市機能の確保及び安全で快適な都市空間の確保に努めるものとする。

(1) 骨格的交通基盤の整備

道路

- ・東京圏の広域的な連携を強化し、多摩地域の自立的な発展を図るため、広域的な自動車交通を担う自動車専用道路や都市の骨格となる幹線街路を整備するとともに、 市街地の住環境を向上させるために、街区を構成する区画街路等を適切に配置する など、秩序ある道路体系を構築する。
- ・自動車交通を円滑に処理する道路ネットワークの整備を行うとともに、歩行者や自転車利用者等にとって、安全で快適な空間を確保するための道路の整備を図る。さらに、遊歩道と公園の連携などにより、都民がジョギングなどを行い、健康づくりに利用できる施設としての整備について検討を行なう。

- ・立体交差等による踏切の解消、橋梁の整備、交差点の改良、交通安全施設の整備な どにより、安全で円滑な交通の流れを確保する。
- ・良好な地域環境の創出に向け、沿道環境に配慮した道路整備を図り、安全で快適なまちづくりを進める。
- ・歩行者専用道等においては、快適な通行の用に供し、良好な都市環境、都市景観の 形成を図るため、緑化等に配慮して整備を進める。

交通広場(駅前広場等)

・鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性を確保するための交通結節機能に加えて、人々の交流や、都市の景観形成、公共サービス等の情報提供、防災活動の拠点等といった都市の広場機能を確保するための施設の整備を図る。

駐車場

・道路交通を円滑化し、都市機能を維持向上させるために、都市計画法に基づく駐車 場整備地区や都市計画駐車場の決定等による駐車施設の計画的な整備を図る。

鉄軌道

- ・多摩地域の主要都市間の連携と利便性の向上を図り、また、区部との機能分担・連携に向けた交通機能の強化を図るため、鉄軌道の整備を促進する。
- ・踏切解消により、道路交通の円滑化と安全性の向上を図る。

(2)人と環境にやさしい交通サービスの実現

・道路の整備に当たっては、街路樹などの植栽の効果的配置や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づくバリアフリー化の推進などに取り組み、『見て美しい』『歩いて楽しい』『使って便利な』空間形成を進め、アメニティや景観を重視するまちづくりを促進する。また、地域の景観軸となる魅力とうるおいあるシンボル的な道路を整備し、生活環境の形成を図る。

《歩行者空間の整備と自転車交通への対応》

・道路整備と合わせた歩行者空間の充実を図る。また、駐輪場の計画的な確保など自 転車利用も含めた総合的なネットワークの形成について検討する。

《快適な都市環境の形成》

・歩行者空間の整備にあたっては、市街地開発事業や地区計画制度の活用など、景観 や緑の創出による快適な都市環境の形成に配慮した整備を図る。

《高齢者・障害者等への配慮》

- ・段差の解消や幅員の確保など、高齢者・障害者をはじめ誰もが安全で快適に移動で きる歩行者空間の整備を促進する。
- ・鉄道駅でのエレベーター、エスカレーターの設置やノンステップバスの導入など、 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法 律」(交通バリアフリー法)に則し、公共交通機関のバリアフリー化を図るととも

に、道路標識の大型化など交通施設のユニバーサルデザインの観点からの整備を図る。

2 整備水準の目標

おおむね20年後の都市施設の整備水準の目標は次のとおりである。

(1)道路

年次 2000年 2025年

東京都内を走行する自動車の混雑時平均旅行速度

 $2.1 \, \text{km/h}$

 $3.0 \, \text{km/h}$

(2)鉄軌道

年次 2000年 2025年

東京圏の鉄道の平均混雑率

180%

150%

(参考)鉄道混雑率の指標:混雑率180% 身体は触れ合うが、新聞は読める状態 混雑率150% 肩が触れ合う程度で、新聞が楽に読める状態

3 主要な施設の配置の方針

(1)道路

- ・核都市をはじめとする、多摩地域の主要都市間の連携強化を図るとともに、各都市から中央自動車道(中央道)、圏央道等への円滑なアクセス確保を図る。
- ・道路の都市計画を定める際には、広域的な道路網との整合はもとより、土地利用や他の都市施設との十分な連携のもとに、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路を適切に組み合わせることにより都市計画道路網を形成するよう配置する。

これらの基本的な考え方に加え、地形、地質等の自然条件、市街地の形態や現況の 土地利用、あるいは保全すべき自然環境、歴史的環境等の社会的条件を踏まえて、以 下の方針により都市計画を定める。

自動車専用道路

自動車専用道路は、都市間高速道路を国の計画に適合しつつ国土レベルの広域的な 自動車交通を処理するように適切に定めるとともに、大都市等においては、都市高速 道路を、幹線街路と連携して広域的な交通や都市内の交通を適切に処理することがで きるよう配置する。

他の道路との接続は、専用の出入路において広域的な自動車交通を適切に分担するよう接続する道路及び接続位置を定める。この場合、できる限り交通機能として規格の高い幹線街路と接続すべきであり、区画街路とは接続しないこととする。また、他の都市計画道路とは立体交差とする。

幹線街路

幹線街路は、特に多様な機能を有していることから、次のとおりさらに区分して計画することが望ましく、これらの役割分担した道路が適切に組み合わされるよう配置することにより円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上等を図る。

幹線街路は、自動車専用道路とも区画街路とも接続することができるが、自動車専用道路とはできる限り交通機能として規格の高い幹線街路と接続することが望ましく、また、区画街路と接続する場合には区画街路を極力集約して接続する。

幹線街路については、極力右折車線等を考慮した幅員とする。四車線以上の幹線街路が相互に交差するものについては、原則として立体交差とする。

主要幹線街路

主要幹線街路は、都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理できるよう適切に配置する。また、主要幹線街路は、特に高い走行機能と交通処理機能を有し、都市構造に対応したネットワークを形成するよう計画する。

都市幹線街路

都市幹線街路は、都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理することができるよう適切に配置する。特に市街地内においては、主要幹線街路、都市幹線街路で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全するよう適切に配置する。

補助幹線街路

補助幹線街路は、主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、 当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理することができるよう、 また区域内において良好な都市環境を実現するため区域内を通過する自動車 交通の進入を誘導しないよう配置する。

・小金井3・4・3号新小金井貫井線、小金井3・4・13号小金井久留米線等の整備を推進し、駅周辺などにおける交通渋滞の緩和を図る。

区画街路

区画街路は、適切な規模、形状の街区を形成するとともに、幹線街路等で囲まれた 区域内に発生又は集中する交通を円滑に集散するよう、また区域内を通過する自動車 交通の進入を誘導しないよう配置する。

特殊街路

特殊街路に相当する歩行者専用道については、住宅地や商業地等における平面的な 歩行者専用道、駅周辺部における立体的な歩行者専用道(ペデストリアンデッキ、地 下道等)等が考えられ、歩行者の交通の動線と整合を図るとともに、車道との交差を なるべく避け、あるいは立体交差を行い、他の道路の歩道や区画街路、公共交通と連携して歩行者交通のネットワークを形成するよう配置する。

(2)鉄軌道

・ JR中央線 (三鷹駅~立川駅間)他連続立体交差事業を促進し、道路交通の円滑化と分断されている市街地の一体化を図る。

(3)交通広場(駅前広場等)

・東小金井駅、武蔵小金井駅など鉄道駅周辺においては、交通機能の結節点として各 交通機関の円滑な動線処理を行うため、駅前広場の整備に努め、安全な歩行空間の 確保を図る。

(4)駐車場

・市街地中心部の鉄道駅周辺地区においては、道路交通の円滑化と交通安全性の向上 ならびに都市の活性化に寄与する駐車場の計画的な配置と整備を促進する。

4 主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に整備する主な施設は次のとおりとする。

(1)鉄軌道

・ J R 中央線 (三鷹駅~立川駅間):連続立体交差事業

(2)交通広場(駅前広場等)

- ・東小金井駅北口
- ・武蔵小金井駅南口

B 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1 基本方針

水は、人間を含めた生態系にとって良好な環境形成のための大切な要素であり、生活にゆとりやうるおいを与える資源でもある。また良好な都市環境を維持し、持続的発展を可能とする都市づくりには、環境に対する負荷の少ない循環型社会を形成する必要がある。そのため、「東京都水循環マスタープラン」に基づき、良好な水循環を形成するため、以下の4つの基本理念を踏まえて施策を展開する。

環境に与える負荷が小さい水循環の創造

人と自然の共生を育む水循環の形成

都市における効率的な水循環の構築

平常時の豊かで快適な水循環と異常・災害時の安全な水循環の実現

- ・河川、下水道の整備及び流域における雨水の流出抑制対策の総合的な推進により、水 害の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいある水辺の形成や自然環 境の保全と回復を図る。
- ・都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害のおそれがある地域について、 特定都市河川流域としての、総合的な浸水被害対策を検討する。

(1)下水道

・本区域の下水道については、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づ き、流域下水道の整備を促進し、公共用水域の環境保全に努める。

(2)河川

- ・本区域の河川については、都市の安全性と快適な環境を確保するため、総合的な治水対策を推進し、公園等と一体になった河川の整備と下水の高度処理水等の活用、あわせて河川の持つ環境機能の向上及び保全を図り、水辺に親しめるような安全で快適な水辺空間の創出を図る。
- ・河道などの整備を推進し、水害の危険から都民の生命と財産を守る。

(3)流域貯留・浸透施設

- ・本区域における治水水準の向上を図るため、下水道、河川の整備とあわせて、流域 貯留・浸透事業を推進する。
- ・雨水流出を極力抑制するため、流域貯留・浸透施設を普及促進し、積極的な整備を 推進する。
- ・浸水被害が発生している地域においては、雨水排水施設の整備を進めるとともに、 流域における雨水浸透域の保全や雨水貯留浸透施設の整備を重点的に進め、浸水被 害の解消を図る。

2 整備水準の目標

おおむね20年後の都市施設の整備水準は次のとおりである。

(1)河 川

・本区域内中小河川の1時間50mmの降雨に対する治水安全度達成率100%概成を図る。

3 主要な施設の配置の方針

(1)下水道

下水道施設の整備

・本区域の下水道は、流域下水道及び流域関連公共下水道からなっている。「多摩川・ 荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づき、計画的な施設整備を促進する。

(2)河川

・本区域の河川においては、下流との整合を図りながら、1時間50mmの降雨に対応できるよう河道などの整備を進める。また、治水対策とあわせ、景観、親水性、生態系の保全・再生など環境面に配慮し、うるおいある川づくりを進めていく。

(3)流域貯留・浸透施設

・雨水の流出抑制と地下還元を図るため、総合治水の観点及び「水の有効利用促進要綱」に基づき、公共・公益施設及び大規模民間施設の新築・改築時に雨水流出抑制施設の設置を促進する。あわせて、一般住宅についても雨水貯留・浸透施設の普及を図る。

4 主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に整備する主な施設は次のとおりとする。

(1)下水道

・北多摩一号東幹線

(2)河川

・野川

C その他主要な都市施設等の都市計画決定の方針

1 基本方針

本区域における今後の人口動向等を勘案し、快適で文化的な都市生活と機能的な都市活動の向上を図るために長期的視点に立ち必要な公共施設の確保に努める。

2 主要な施設の整備の方針

(1)ごみ処理施設

人口動向等を勘案し、生活様式や都市活動の多様化に対応したごみ処理施設および リサイクル施設の整備により、ごみの減量化、再資源化を図る。

(2)小・中学校

人口動向等を勘案し、児童・生徒数の変動にあわせた余裕教室の有効利用や地域特性に即した適正配置を図る。

(3)その他の中核的施設

生涯教育活動、高度な文化教育活動に関する市民の欲求の高まり及び市民意識の多様化に対応して、文化施設、福祉施設などの整備を図る。

(4) 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設の都市計画が指定されている大規模な住宅団地においては、地域 に必要な道路、公園の整備や緑の保全など骨格的な事項を定めた上で、原則として一 団地の住宅施設の都市計画を廃止し、周辺地区の状況も勘案した地区計画への移行を 促進する。

市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

1 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地開発事業により、都市活動の維持・発展や居住環境の向上など活力と魅力ある都市づくりを推進するため、都市基盤の整備、防災性の向上、業務・商業・居住・文化など、多様な機能の適正な配置を図る。

(1)拠点の整備

- ・武蔵小金井駅周辺地区は、本区域を代表する拠点として、道路等の都市基盤整備を 行い、商業、業務・研究・教育など、区域内に分散して立地する機能のネットワー クの核、行政サービス、生活サービスなど、複合的な都市機能を誘導し、居住機能 と調和した複合的な拠点の形成を図る。
- ・東小金井駅周辺地区は、土地区画整理事業により計画的な都市基盤整備を行うことにより、土地の有効利用を図り、武蔵小金井駅周辺地区との機能分担に留意しつつ 各種の都市機能を誘導する。
- ・JR中央線沿線に位置する大規模低未利用地は、農業公園、ITなどを含む先端産業、少子高齢化社会に対応した創造的・個性的な産業及び都市型住宅など、区域の魅力、活力を高める新たなまちおこしの拠点として、計画的に土地利用の誘導を図っていく。

(2)快適な居住環境の整備

・区域内に存在する中小規模の住宅団地、公務員宿舎等については、更新に際して事業者と十分な協議を図り、敷地の有効利用及び高齢化社会に配慮した良質な住宅の供給並びに周辺環境と調和した都市景観づくりの誘導に努め、良好な社会資本の形成を図る。

(3) 自然や歴史・文化などの環境を活かした整備

・新小金井駅周辺は、生活中心地としての機能集積に加え、武蔵野公園、野川公園など広域的なレクリエーション空間への玄関口として、自然環境を活かした市街地づくりを推進する。

2 市街地整備の目標

おおむね10年以内の事業実施を予定している地区は、次のとおりである。 拠点として整備する地区

・武蔵小金井駅南口は、本区域の玄関口にふさわしい拠点とするため、 JR中央線の 連続立体交差事業にあわせて、市街地再開発事業などの推進等により、商業・業務、 文化機能と居住機能とが調和する魅力ある文化性の高い市街地として整備する。 ・東小金井駅北口地区には、区域東部の中心として、土地区画整理事業により日常生活を支える商業、業務機能等を誘導する。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

(1)本区域の特徴

本地域の大部分は、武蔵野台地に位置し、南部地域は国分寺崖線を経て立川段丘に及んでいる。台地中央部には、江戸の歴史的遺構である玉川上水が西から東へ流れるとともに、仙川の源流が段丘面に窪を形成している。また国分寺崖線には、湧水点や自然地が多く残され、社寺仏閣等の歴史的な遺構も多く、野川を軸として良好な環境を形成している。

(2)基本方針

本地域では、自然の回復を基調とし、地域の自然的・歴史的・社会的特性を活かした都市づくりを進めるため、 まちづくりとしての緑の体系化、 自然の秩序の保全・回復、 緑地機能の多様化と需要拡大への対処を図ることを基本方針とし、隣接する武蔵野、西東京、小平、国分寺、府中、調布、三鷹の各都市計画区域との連携を図りながら骨格的な水と緑のネットワークをつくり出す。また、骨格の網目の中は、緑の基本計画による地域のネットワークを充実・強化することにより、区域全体の豊かな都市環境の創出を図る。

2 整備又は保全の水準

おおむね20年後の自然的環境の整備水準を以下のとおりとし、多摩地域のみどり率80%を維持していく。

(1)緑地の確保水準

2025年までに、緑地の都市計画区域に対する割合をおおむね30%確保することを目標とする。なお、ここで言う緑地とは、公園緑地等の都市施設とする緑地(都市公園、海上公園、条例公園等) 緑の環境を将来にわたり保全すべき区域(社寺境内地、民間遊園地、公開性のある大学・病院、公開空地等) 制度により保全する緑地(緑地保全地区、生産緑地地区等)である。

(2)公園緑地等の都市施設とする緑地の目標水準

2025年までに、公園緑地等の都市施設とする緑地を本区域内人口一人当たりおおむね17㎡確保することを目標とする

(3)緑地保全地区の目標水準

2025年までに、緑地保全地区をおおむね8ha確保することを目標とする。

3 水と緑の骨格を形成する緑地の配置方針

(1)環境保全系統(都市環境の改善と生態系を育む自然地の保全、回復)

本区域の骨格となる国分寺崖線の緑を面的に保全するとともに、湧水の保全に努める。

また農地、野川など自然的環境や歴史的風土を守る。更に、江戸の遺構として自然を残す玉川上水の整備・保全と「小金井桜」の保護・育成を図る。

(2)防災系統(安全・安心の基盤となる緑地の形成)

火災拡大防止、避難経路確保のために線的緑地を配置するとともに、広域的避難場所として小金井公園、野川公園、武蔵野公園の広域公園及び多磨霊園を配置する。また幹線道路沿い等に極力緑地を確保するほか、農地についても防災空間としての活用を図る。

(3)レクリエーション系統(緑に関する多様な需要に対応)

週末レクリエーション拠点として小金井公園、野川公園、武蔵野公園の広域公園を配置するとともに、身近な所にあって歩いていける街区公園や近隣公園などの確保に努める。

また、中心市街地に市の核となる公園緑地の確保をめざすとともに自然と触れ合える緑の空間を確保し、市内の公園緑地や大学の緑、野川、玉川上水の水辺などを緑の軸でつなぐことにより緑のネットワークを形成していく。

(4)景観構成系統(都市の風致・景観の向上)

良好な景観づくりを進めるため、国分寺崖線の緑地を保全するとともに野川・仙川などの保全と回復を図る。また、玉川上水の歴史的風致を保全する。

4 実現のための都市計画制度適用の方針

(1)土地利用に関する方針

本区域には、武蔵野の面影を残す国分寺崖線(はけ)や屋敷林など、優れたみどりの景観を形づくっている緑地があり、また市街地に点在する農地は、都市の緑地空間として重要な役割を担っている。

貴重な景観を形づくる緑地や農地を地域性緑地に指定し積極的に保全しながら、都市づくりにあたっては地区計画や都市開発諸制度を活用し、民有地等の緑を含め緑豊かな都市環境の形成を図る。

環境形成型地区計画の活用

民有地等の緑は環境形成型地区計画を活用することにより、道路、河川、公園緑 地等と連動して緑の軸を形成していく。

緑地保全地区

一団のまとまりをもった樹林地、草地、水辺地及びこれらと一体をなす良好な自然地、特に都市景観構成上保全効果の高い平地林等を指定する。

風致地区

玉川上水の歴史的景観等の保全を図る。

生産緑地地区

農地のもつ緑地機能に着目し、市民農園など積極的な活用に取り組むとともに、生産緑地地区の追加指定を拡大し、農と調和した緑豊かなまちづくりを促進する。

また、災害対策や良好な風致を保全するうえで、配置上特に緑地効果の高い生産 緑地については、公園緑地や緑地保全地区等の指定を図るなどにより、永続性の確 保を図る。

(2)都市施設に関する方針

公園緑地等の目標及び配置の方針

防災面からみて整備効果の高い公園、環境面から水と緑の骨格形成に効果的な公園の整備を優先してすすめる。また、公共施設等が廃止・移転・更新される場合には、それに合わせた新規指定を図る。

都市計画公園、緑地の指定にあたっては、緑の東京計画に基づくほか、緑の基本 計画との整合を図りながら、適正な規模、配置を確保する。

河川の整備に合わせた水と緑の骨格づくり

河川の改修にあたっては、清流の確保とともに、護岸には植栽をして親しみやすい河川の整備を図る。野川第一、第二調節池のビオトープ化等について検討する。また、仙川や砂川用水などの用水路の復活とみどりの小径づくりを図る。

道路の整備に合わせた水と緑の骨格づくり

車道と歩道を分離するよう整備を進め、安全性の向上を図るとともに、街路樹を

可能な限り植栽し道路環境の向上を図る。

(3)市街地開発事業に関する方針

市街地の開発においては、公園・緑地の確保や屋上緑地の推進に努めると同時に、 地域の緑資源を活用し、連続性を持たせることにより、みどり豊かな美しいまちづく りの促進を図る。

なお、道路、河川沿いなどの水とみどりの骨格を形成する区域においては、道路、河川、公園緑地等の公共施設の緑と地区計画や緑地協定などによる民有地の緑とを一体的、総合的に整備するとともに、緑地の確保や屋上緑化等の推進を図る。

都市の骨格でほぼ外周を形づくる五日市街道、新小金井街道、東八道路及び都市計画道路3・4・8号線と西武多摩川線沿線をみどりの大きな環に位置づける。五日市街道は玉川上水の桜並木などの親水空間を活かし、新小金井街道、東八道路及び都市計画道路3・4・8号線は地域の特色ある街路樹の整備を図るとともに、小金井公園、野川公園、多磨霊園などの緑の拠点間の回遊性を高めるために、歩行者・自転車道などの整備を進める。

国分寺崖線(はけ)のみどり、はけの道、野川などの水とみどりの資源を活用するとともに、仙川や砂川用水を親水空間化することにより、水とみどりのネットワーク化を図り、散策路を中心とした歩行による回遊路として整備を進める。

5 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備する公園緑地 都立公園 小金井公園

都市防災に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

(1) 本区域の防災上の特徴

人口集中期の急激な都市化によって市街地が形成されたため、基盤整備の立ち後れが見られ、区域内には幅員4m未満の狭あい道路が多い一方、区域中央部に公園が少ないなど、円滑な避難や交通等に支障をきたし、緊急時や災害時の諸活動の低下の要因となっている。

河川については、いまだ整備が十分といえず、台風や集中豪雨による水害の危険性がある。

(2)基本方針

都市基盤整備を軸に災害の発生防止と安全な避難の確保に必要な施策を総合的に 展開し、都市防災性能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

火災対策

・駅周辺の不燃化を図るため、市街地再開発事業などの面的整備により、建築物の不 燃化を促進するとともに、幹線道路や公園の整備と合わせて都市の緑化を図り、延 焼の遅延、阻止を図る。

震災対策

- ・一時避難場所の緑化及び周囲の不燃化等により安全性の向上を図る。
- ・緊急避難時に使われる公園では、放送施設や視覚情報等によっても情報伝達が出来 るように配慮するとともに、スロープや手すり等の整備により、高齢者、身体障害 者が出入りしやすい環境を整える。
- ・JR 中央線高架下等を利用し、備蓄倉庫など防災施設の整備を図る。 浸水対策
- ・河川や下水道の整備などにより、水害に対する安全性を確保するとともに、雨水貯留・浸透施設の設置を推進することにより、雨水の流出を抑制する。

2 整備水準の目標

(1) 震災対策

・市街地の2km圏毎に、広域避難場所を確保する。

(2)治水対策

・1時間50mmの降雨に対応できるよう河川、下水道の整備を促進するとともに、 雨水流出抑制施設を設置し、総合的な治水対策を推進する。

3 都市防災機能の配置の方針

(1) 震災対策

- ・道路・鉄道・河川等の都市施設の整備及び沿道建築物の不燃化により延焼の防止・ 遅延を図るとともに、市街地のブロック化による延焼遮断効果の発揮を図る。
- ・近隣区域と連携しながら中小河川や公園などのネットワーク化を進め、市街地のブロック化による延焼遮断効果の発揮を図る。
- ・また、市街地の防災性を高めるため、農地の積極的な活用を図る。

(2)治水対策

- ・河川と下水道の整備及び雨水貯留・浸透施設の設置により、都市の安全性を確保する。
- ・野川流域、石神井川流域において、雨水貯留、浸透施設を進める。

4 実現のための都市計画制度適用の方針

(1)災害に強い都市構造の形成

- ・都市計画道路の整備や沿線の不燃化による延焼防止、避難経路の確保を図る。
- ・幹線道路沿道、避難場所の周辺及び密集市街地における不燃化、耐震化建築物の普及を図る。
- ・河川・道路の緑化を進め、みどりのネットワークを形成する。

(2)治水対策

- ・河川、下水道の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設を設置し、総合的な治 水対策を推進する。
- ・区域内の中小河川について、1時間50mmの降雨に対処できるよう整備を推進する。

5 都市防災機能の確保目標

下記事項について、おおむね10年以内の達成を目標とする。

(1) 震災対策

・多摩地域のうち、延焼遮断帯を設定する区域(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、 小金井市、西東京市及び狛江市)全体の骨格防災軸形成率を90%にする

その他都市計画の決定に関する方針

A 都市景観に係る都市計画に関する方針

1 基本方針

(1)本区域の特徴

本区域は豊かなみどりと水に恵まれ、特に武蔵野の面影を残す国分寺崖線(はけ) や屋敷林及び市の外周部にある都立公園などにより優れたみどりと水の景観が形成 されている。一方、市の中心部では、人口集中期による急激な都市化によって市街地 形成が進行したため、みどりが減少している。

(2)基本方針

本区域の大部分は、核都市広域連携ゾーンに属するが、本ゾーンでは、骨格的な水と緑の軸となる多摩川や狭山丘陵、多摩丘陵などの緑地による、ゾーン全体を支える大きな水と緑のネットワークの形成のうえで、農地の保全による美しい農業景観と市街地の調和したまちづくりをすすめるほか、環境形成型地区計画等の活用により、緑あふれる優れた街並み景観の形成を図り、質の高い住宅地の整備等の推進をめざしている。

本区域は、東京都景観条例に基づく景観基本軸や景観域をもとにゾーン区分毎の景観形成の方針や市の策定する景観に係る計画等との整合を図り、国分寺崖線(はけ)の保全を図るとともに、小金井市の中心部においては区域の顔としてふさわしい景観への配慮や地区計画等の活用により良好な都市景観の形成を図り、本区域ならではの景観づくりを推進する。

さらに、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に位置づけられた、街並み景観づくり制度等を活用し、都民等の意欲と創意工夫を活かした都市づくりを推進し、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成する。

2 都市景観の形成に関する方針

東京都景観条例に基づく景観基本軸等の指定による良好な景観形成の誘導や、東京都屋外広告物条例などによる景観の保全などを行っていくとともに次の各施策を展開していく。

(1)「景観基本軸」、「景観域」に関する方針

景観づくりの拠点となる「景観基本軸」、地域性を踏まえた景観づくりを行う「景観域」は次のとおりとする。

「景観基本軸 」 国分寺崖線軸、 玉川上水軸

[景観域] 武蔵野

(2) 土地利用に関する方針

地区計画や高度地区の絶対高さ制限の活用

東京の景観の骨格となる崖線等の景観軸や、武蔵野の面影の残る街並み景観を重視し、風格ある都市空間の形成を図るため、景観基本軸の指定と連携しながら、これまでの用途、容積、密度構成中心の考え方に加え、環境形成型地区計画等の活用や高度地区の絶対高さ制限の導入などを図っていく。

都市開発諸制度の活用

都市開発諸制度の活用により、民間都市開発プロジェクトを通じ、歴史的建造物の復元・保存や、地域固有の歴史や新しい文化創造の視点からのまちづくりを促進するとともに、文化・情報発信地の創出を誘導する。

地域制緑地(法律や条例による土地利用規制等を通じて確保される緑地)

緑地保全地区や生産緑地地区等の指定により、自然的・歴史的環境を保全し、良好な都市景観の形成を図る。

(3)都市施設に関する方針

緑地、公園、緑道などを計画的に整備し、市の東西方向だけではなく、南北方向に も連続性のあるみどりのネットワークを形成する。

(4)市街地開発事業に関する方針

小金井市の玄関口である武蔵小金井駅や、東小金井地域の中心となる東小金井駅周辺では、商業・業務施設と都市型住宅が調和したまちづくりをめざして、玄関口としてふさわしい景観形成を考慮したうえで、都市基盤の整備と合わせた土地の高度利用や都市機能の更新を図る。また、再開発などにあたっては、みどりの拠点として、活力とともにうるおいのある都市空間をめざす。

B 環境共生都市づくりに係る都市計画に関する方針

1 基本方針

(1)本区域の特徴と現状

本区域では、多摩地域の中でも比較的区部に近接し、人口や都市活動の集中による 環境への過大な負荷が生じており、環境負荷の軽減に向けた各種の取り組みが追いつ けない状況にある。

また、暮らしから排出されるごみや、都市機能の更新に伴う産業廃棄物等が大量に発生しており、処分場の残余年数が逼迫していることも懸念されるなど、実行を伴ったライフスタイルの見直しと合わせ、省エネルギー、省資源に徹した地域循環型のまちづくりが求められている。

(2)基本方針

大気汚染、水環境問題対策の一層の強化充実を図り、区域内の環境改善に向けた施策を引き続き進めていくとともに、地球環境や東京圏全体の環境へ視野を広げ、良好な居住環境の実現及び環境と共生する都市の実現をめざして、環境負荷の少ない都市構造の形成、循環型都市づくり、区域内の環境改善策などを推進する。

2 環境共生都市づくりに関する方針

(1)環境負荷の少ない都市構造

- ・都市基盤の整備状況など環境に配慮した上で、土地利用の効率化を図り、職住近接 の実現や、多機能集約型の複合市街地の形成などにより、人や物の移動に伴う環境 負荷の少ないコンパクトな都市形態の実現を図る。
- ・渋滞の原因となるボトルネックの解消などにより、自動車交通による環境負荷の低減を図る。
- ・公共・公益施設において太陽光発電など自然エネルギーの活用を図り、環境負荷の 軽減を図る。
- ・環境に配慮した住宅の普及拡大や業務ビルにおけるエネルギー消費量の削減などにより温室効果ガスの抑制を図るとともに、建築物の長寿命化にも配慮し、環境負荷の低減を図る。
- ・中核拠点など高密度市街地における、地域冷暖房の導入による地域レベルでの環境 保全、省エネルギーの可能性について検討する。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施に合わせた雨水浸透、貯留施設の設置などによる、雨水の有効利用や地表からの浸透率向上などにより、下水道などへのピーク時の流入雨水を平準化し、河川などへの負荷を軽減するとともに、都市における水循環を推進する。
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)や都市開発諸制度の

適切な運用などにより、屋上緑化や雨水浸透施設の設置を促進し、緑の創出や地下水の保全を図る。

- ・東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、一定規模以上の敷地面積での建築物の増改築等において、敷地及び屋上等の緑化を推進し、緑の持つ多面的機能を活用し、都市環境の改善を図る。
- ・事業実施に当たっては、必要に応じ計画段階から環境アセスメント制度を活用し、 環境と調和した都市づくりを推進する。

(2)循環型都市づくり

- ・廃棄物処理計画に定められた施設、公的施設、公共的かつ広域的な処理を行う施設 などについては、都市計画施設と位置付けることなどにより計画的整備を図るとと もに、民間事業主体による産業廃棄物処理・リサイクル施設についても適切な配置 を図る。
- ・資源循環の効率化のため、発生した建設廃棄物等の輸送環境や再資源化施設の整備 などにより、首都圏全体での資源循環システム構築を図る。

(3)区域内の環境改善

- ・環境形成型地区計画の活用等により、良好な居住環境を実現し、区域内の環境改善 を図る。
- ・自動車交通による騒音・振動を防止するため、道路構造の改善、沿道環境整備等の 対策を総合的に推進する。